

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月13日
【会社名】	株式会社ECI
【英訳名】	ECI, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 鈴木 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台 4 - 7 - 7
【電話番号】	03 ( 5452 ) 0662 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 角 政樹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台 4 - 7 - 7
【電話番号】	03 ( 5452 ) 0662 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 角 政樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 8,485,850円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,008,985,850円 注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 ( 名古屋市中区栄三丁目 8 番20号 )

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年1月12日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、第11期第2四半期報告書を平成22年1月13日に関東財務局長へ提出したこと及び一部訂正すべき事項があったことに伴い、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 2 新規発行による手取金の額

##### (2) 手取金の使途

### 第四部 組込情報

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 2【新規発行による手取金の額】

##### (2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の差引手取概算額954,985,850円については財務基盤を安定させるための運転資金と創薬（がん治療薬ECI301）支援及び機器（細胞動態解析装置TAXIScan：TAXIScan-FL及びEZ-TAXIScan）販売の事業支援に充当する予定です。具体的には、運転資金に、人件費240百万円、オフィス賃貸料72百万円、監査費用24百万円、その他14百万円、合計350百万円を充当する予定であります。充当期間は平成22年2月から平成23年1月までを予定しております。創薬治験支援及び機器販売の事業支援には、創薬治験支援費用100百万円、機器（細胞動態解析装置TAXIScan）販売の販売促進費用50百万円を充当する予定であります。充当期間は平成22年2月から平成23年1月を予定しております。平成23年2月以降に残りの454.98百万円を運転資金と創薬治験支援及び機器販売促進費用に充当する予定であります。

ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期は新株予約権者の判断によることから、調達する資金の具体的使途は、本新株予約権の行使により払込みのなされた時点の当社の資金需要を踏まえて具体的に決定してまいります。

(訂正後)

上記の差引手取概算額954,985,850円については財務基盤を安定させるための運転資金と創薬（がん治療薬ECI301）支援及び機器（細胞動態解析装置TAXIScan：TAXIScan-FL及びEZ-TAXIScan）販売の事業支援に充当する予定です。具体的には、運転資金に、人件費240百万円、オフィス賃貸料72百万円、監査費用24百万円、業務委託関係費14百万円、合計350百万円を充当する予定であります。充当期間は平成22年2月から平成23年1月までを予定しております。創薬治験支援及び機器販売の事業支援には、創薬治験支援費用100百万円、機器（細胞動態解析装置TAXIScan）販売の販売促進費用50百万円を充当する予定であります。充当期間は平成22年2月から平成23年1月を予定しております。平成23年2月以降に残りの454.98百万円を上記に係る運転資金、創薬治験支援、及び機器販売促進費用に充当する予定でありますが、具体的な内訳金額は提出日現在では確定していないため、記載しておりません。

ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期は新株予約権者の判断によることから、調達する資金の具体的使途は、本新株予約権の行使により払込みのなされた時点の当社の資金需要を踏まえて具体的に決定してまいります。

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年 6月1日
	(第10期)	至 平成21年 5月31日

四半期報告書	事業年度	自 平成21年 6月1日
	(第11期第1四半期)	至 平成21年 8月31日

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年 6月1日
	(第10期)	至 平成21年 5月31日

四半期報告書	事業年度	自 平成21年 9月1日
	(第11期第2四半期)	至 平成21年11月30日

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月13日

株式会社 E C I

取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ECIの平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年6月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ECI及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第2四半期連結会計期間においても、178,153千円の四半期純損失ならびに営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象として以下の記載がなされている。

平成21年12月4日及び17日に第10回新株予約権の行使があった旨

平成21年12月1日に運転資金の調達として借入を行った旨

平成22年1月12日開催の取締役会において第三者割当による新株予約権の発行を決議した旨

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。